

平成24年度労働分野の国際協力の概要

1. アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業 4千6百万円

アジア諸国への失業保険制度等のノウハウの移転、雇用サービス機関の機能強化の支援による雇用保険制度整備支援を実施することにより、低所得者層の底上げ等を図る事業。
2. 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業 2千6百万円

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援をする事業。
3. ASEAN地域の健康確保対策事業（WHOとの協働） 4千7百万円

ベトナム及びカンボジア、ASEAN諸国において、労働安全衛生基準を改良し、ディーセントで安全な仕事を促進し、かつベトナムの持続可能な発展に貢献するために、労働者の健康の保護及び促進のための国内能力の強化を図る事業。
4. ASEAN地域の健全な労使関係育成事業 1千2百万円

ASEAN事務局と連携し、対話を通じた健全な労使関係構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。
5. 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業 9千3百万円

南アジアにおいて全労働者の8割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。
6. アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業 1億4百万円

アジア地域における社会セーフティネット構築の基盤となる、政府系調査研究機関の能力向上・ネットワーク化支援、労使関係団体の活動支援、民間援助団体の評価・指導、ネットワーク化、災害への対応支援等、被援助対象のニーズに応じた分野横断的な支援を実施する事業。

7. 東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信

1億2千1百万円

東日本大震災において被災地で生じた雇用労働問題に対する我が国の官民が行った雇用労働対策について、災害を通じた経験や復興の過程で得た知見や教訓を調査分析し、その結果を自然災害の多いアジアを中心とした国々等で共有し、世界に発信するための国際会議を開催する等の事業をILOに対して基金を拠出して事業を実施させ、積極的な国際協力を推進するもの。

8. 日本／ASEAN 社会セーフティネット構築支援事業

9百万円

東アジアにおける我が国のメインパートナーであるASEAN事務局による地域を代表する労使団体の育成と政策決定への参画の促進を図る事業。

9. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

2千9百万円

社会福祉、保健医療及び雇用政策の分野におけるASEAN諸国との緊密な関係をさらに発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10ヶ国から社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と、中長期的な協力関係の構築を目指し議論を行う。(今年度から雇用政策分野のハイレベル行政官を招へいしている。)

10. 国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業

5千4百万円

公的なサポートが行き届かない開発途上国において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、社会的に脆弱な人々及びその家族などの組織化(互助団体の設立)し、自律的な組織活動の確立を図る事業。

平成 24 年 9 月

アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業の進捗状況

1 事業概要

アジア諸国への失業保険制度等のノウハウの移転、雇用サービス機関の機能強化の支援による雇用保険制度整備支援を実施することにより、低所得者層の底上げ等を図る事業

2 事業予算

平成 22 年度	56, 561 千円 (拠出金のみ。以下同じ)
平成 23 年度	56, 633 千円
平成 24 年度	45, 252 千円
計	158, 446 千円

3 事業期間

平成 23 年～25 年

4 進捗状況

・平成 23 年

ベトナムの失業情勢調査、ベトナム中央政府・地方政府との協議、調査結果の共有のための専門家会合（ジャカルタ）、日本へのスタディ・ビジット等

・平成 24 年（予定を含む）

ベトナムの所得保障施策の調査、調査結果の共有及び啓発のための ASEAN 域内政労使によるセミナー（ホーチミン）、タイへのスタディ・ヴィジット、マレーシア・フィリピン等の失業情勢調査、失業保険と雇用サービスの関連に関するセミナー（フィリピン）等

・平成 25 年（予定を含む）

失業情勢調査、調査結果の公表、失業保険の好事例に係る ASEAN 域内のワークショップ、研修資料の更新、啓発活動

平成24年9月

地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業の進捗状況

1 事業概要

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援をする事業。

2 事業予算

平成21年度	36,474千円	(拠出金のみ。以下同じ)
平成22年度	34,871千円	
平成23年度	34,486千円	
平成24年度	26,077千円	
平成25年度	25,964千円	(要求額)

3 事業期間

- 平成22年～24年(フェーズ1)
- 平成25年～26年(フェーズ2)

4 進捗状況

(1) フェーズ1

・平成22年

調査の実施、専門家会合の実施(2月、東京)、対象業種の選定、選定業種に関する追加調査の実施、既存の研修資料の確認等

・平成23年

三者構成の諮問委員会を設立、対象企業の選定、研修ツールの作成、訓練ニーズの調査の実施、労使への研修の実施等

・平成24年(予定を含む)

インターネットによる情報サービスの開始、労使への研修の実施、経験の共有のためのワークショップの開催、全国規模のフォーラムの実施等

(2) フェーズ2(25年1月開始予定)

・事業計画の調整中

平成 24 年 9 月

ASEAN 地域の健康確保対策事業の進捗状況

1 事業概要

ベトナム及びカンボジア、ASEAN 諸国において労働安全衛生基準を改良し、ディセメントで安全な仕事を促進し、かつベトナムの持続可能な発展に貢献するために、労働者の保護及び促進のための国内能力の協会を図る事業。

2 事業予算

平成 20 年度 60,385 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 21 年度 52,813 千円

平成 22 年度 51,209 千円

平成 23 年度 50,050 千円

平成 24 年度 46,792 千円

平成 25 年度 43,739 千円（要求額）

3 事業期間

平成 21 年～平成 23 年（フェーズ 1、ベトナムを対象）

平成 24 年～平成 26 年（フェーズ 2、ベトナム及びカンボジアを対象）

4 進捗状況

(1) フェーズ 1

・平成 21 年

第一次国家 OSH 計画進捗レビューのためのナショナルワークショップ（9 月、ハノイ）、インフォーマルセクターに対する研修（～平成 23 年）、OSH トレーナー及び中小企業に対する研修（～平成 23 年）

・平成 22 年

国家 OSH プロファイルの策定・出版、第 2 回ナショナルワークショップ（3 月、ハノイ）、第二次国家 OSH 計画の策定、OSH に係る経験の共有を目的とした ASEAN ワークショップ（タイグエン）、日本へのスタディービジット（10 月）

・平成 23 年

OSH マネジメントシステムに係る国家ガイドラインの策定、OSH 委員会に係る国家ガイドラインの策定、第 2 回 ASEAN ワークショップ（クアンガイ）

(2) フェーズ 2

・平成 24 年（予定を含む）

フェーズ 2 ローンチセレモニー・ナショナルワークショップ（6 月、ハノイ）、危険産業における現状分析、労災に関するデータ分析、危険物質の使用状況に関する全国調査等（以上、ベトナム）、職業性疾病の現状に関する調査、主要な化学物質の使用状況及び予防対策の現状把握等（以上、カンボジア）、日本への

スタディービジット（ベトナム、カンボジア）

- ・平成 25 年以降（予定）

建設業における OSH 訓練、労災防止のための調査計画及びチェックリストの策定、危険物質の使用状況調査結果の出版等（以上、ベトナム）、ILO 条約第 187 号に係る政労使ワークショップ等（以上、カンボジア）

平成 24 年 9 月

ASEAN 地域の健全な労使関係育成事業の進捗状況

1 事業概要

ASEAN 事務局と連携し、対話を通じた健全な労使関係構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。

2 事業予算

平成 20 年度 17,560 千円（拠出金のみ。以下同じ。）

平成 21 年度 14,888 千円

平成 22 年度 12,375 千円

平成 23 年度 13,033 千円

平成 24 年度 10,817 千円

平成 25 年度 10,807 千円（要求額）

3 事業期間

平成 21 年～平成 23 年（フェーズ 1）

平成 24 年～平成 26 年（フェーズ 2）

4 進捗状況

（1）フェーズ 1

・平成 21 年

第 1 回政労使地域セミナー「健全かつ調和的な労使関係にかかる好事例の推進」
（2 月、インドネシア）

・平成 22 年

第 2 回政労使地域セミナー「金融経済危機下において ASEAN 諸国に生じている
労使関係の問題と動向」（2 月、マレーシア）

第 3 回政労使地域セミナー「労働紛争と解決に係る法的枠組みと事例」（11 月、
フィリピン）

政労使ナショナルワークショップ「労働紛争解消、政労使による社会対話、労
働法改正」（8 月、ラオス）

（2）フェーズ 2

・平成 24 年（予定を含む）

第 4 回労使地域セミナー「最低賃金と賃金ガイドラインの設定-三者パートナー
の役割と労使関係への影響」（2 月、タイ）

ナショナルワークショップ「賃金決定の改善」（9 月、インドネシア）

・平成 25 年（予定）

第 5 回政労使地域セミナー（労働法改正について議論される予定）（2 月、ベトナム）、
ナショナルワークショップ等

平成 24 年 9 月

南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行事業の進捗状況

1 事業概要

南アジアにおいて全労働者の 8 割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

2 事業予算

平成 23 年度 116, 170 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 24 年度 92, 285 千円

平成 25 年度 91, 922 千円（要求額）

3 事業期間

平成 24 年～28 年

4 事業内容

- ・ 登記されていない小規模企業及び自営業者のフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- ・ インフォーマル労働者のフォーマル化、フォーマル労働者のインフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- ・ 仕事が豊富な成長戦略が対象地域で実施される。
- ・ フォーマル化の準備が整ったグループが格上げとリスク軽減サービスにリンクされる。
- ・ WEB ベースによる知識共有と監視のための基盤が開発され、機能する。
- ・ 国レベルの政労使及び他の利害関係者がフォーマル化のための取り組みに係る国際経験を積む

5 進捗状況

24 年 2 月 初年分事業費を拠出

24 年 5 月 CTA 採用手続きを開始

24 年 9 月 CTA 採用

24 年 9 月下旬 ネパールにて情報共有のためのワークショップ

24 年 10 月 インド、バングラデシュにて情報共有のためのワークショップ

平成 24 年 9 月

ILO／日本社会セーフティネット基盤整備支援基金概要

1 概要

社会セーフティネットが未整備の国が多いアジア地域を対象として、その基盤を構築するための機動的な支援を行うための基金であり、日本政府が全額を拠出して ILO アジア太平洋総局に設置したものの。

2 基金運営状況

- 23 年 6 月 基金に係る枠組文書の交換
- 24 年 3 月 23 年度予算額約 1.2 億円を拠出（1.4 百万米ドル）
- 24 年 6 月 事業公募
- 24 年 7 月 専属マネージャ配置
第 1 回選考委員会開催

3 第 1 回公募の状況

- 申請状況 22 件、計約 451 百万ドル
- 採択状況 9 件、計約 85 百万ドル

4 今後の予定

- 10 月以降に 24 年度分 104,044 千円を拠出
- 24 年度内に第 2 回目の選考委員会を開催

ILO日本社会セーフティネット基盤整備支援基金で行う事業

平成24年9月

番号	事業名	対象国	予算(USD)	事業期間	主な内容
1	カンボジア国家社会的保護戦略の社会的保護提供システムの実現支援	カンボジア	59,868	16月	<ul style="list-style-type: none"> ・制度設計がカンボジア政府によって承認される。 ・組織設計が法的文書によって公式化される。 ・MIS(管理情報システム)が開発される。 ・PEOPLEサービス(生活水準と資産の向上のためILOがカンボジア、タイ、インドネシアで行っている活動)が、県、地区、共同体、村落レベルで構築される。 ・「貧困層と脆弱層のための国家社会的保護戦略」を実施するための能力が構築される。 ・コミュニケーションプランが受益者に届くように開発される。 ・監視・苦情メカニズムが構築される。 ・第三者監視委員会組織が開催される。
2	起業開発に基づく、コミュニティを通じた取り残された脆弱な人々の支援	カンボジア、タイ、ベトナム	160,000	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進: より多くの女性と男性が生産性の高い雇用、デーセントワーク、収入の機会にアクセスする。(CBED研修(コミュニティベース企業開発研修)) ・技能開発: 技能開発は労働者の雇用可能性、企業の競争力、成長の広がりを増す。(取り残された人や脆弱な人々に起業のための技能を付与して事業を始められるようにする) ・労働条件: 女性と男性が、より公正な労働条件を得る(ニーズにあわせ労働条件を調整し、起業できるようにする。) ・HIV/AIDS: 労働の世界が、HIV/AIDSの感染に効果的に対応する。。 ・労働の場の差別: 雇用と職業の差別を排除する。(収入を得られる仕事へのアクセスを容易にし、起業を奨励する。)
3	東ジャワ州社会的保護戦略の「一つの窓サービス」の実施支援	インドネシア	112,500	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・東ジャワの都市部と農村におけるSWS(一つの窓サービス。生活水準と資産の向上のためILOがカンボジア、タイ、インドネシアで行っている活動)。のための組織設立支援 ・MIS(管理情報システム)の開発支援 ・SWSのための包括的なツールと手段とリサーチの開発支援 ・SWSのためのインフラと能力向上の支援 ・モニタリングと評価
4	「強制労働に関する行動による平和の構築」 フェーズ1: ミャンマーのデーセントワークプログラム: ミャンマーにおけるもっとも脆弱な人々のニーズへの取り組む包括的技術協力プログラム	ミャンマー	110,000	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・強制労働に対する行動のための運営可能な枠組みを構築する。 ・事業には、外部機関の協力と、セミナー又は研修を含む。

5	キンダー・パクトウンクワ県における社会的保護の拡張－社会的保護政策の枠組における社会的保護の床の構築を通じて	パキスタン	129,403	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的能力：KPH(キンダー・パクトウンクワ県)で組織を超えたタスクフォースが設置される。 ・全国レベルでの意識啓発：社会的保護の床の概念と要素を国家政策の議論に盛り込む。 ・県レベルでの対話を通じ、既存の社会的保護活動の上に社会的保護の床を構成する施策の詳細を議論。 ・保護の格差を埋めるための実施可能な政策を特定。 ・社会的保護の床の拡大のための政策的枠組みの開発。
6	補足的拠出：マルチバイコロボ事業に係る－日本へのスタディ・ビジットにより、ヴェトナムとカンボジアにとって安全衛生に関する日本の経験から学ぶ	ベトナム、カンボジア	79,100	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム、カンボジアから日本への、労働安全衛生に関するスタディ・ビジット
7	インドにおける社会的保護の床の研究	インド	37,500	2月	<p>以下の事項について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドの社会保障、社会保護に関する法規制の背景 ・社会保障、社会的保護に関する政府・NGOの組織配置 ・人々が現在利用可能な社会保障と社会的保護の枠組みとメカニズム ・国レベルで承認された多様な開発プログラムに基づいて検討された社会保障拡大計画
8	アジア太平洋地域におけるILO緊急対応チームの準備と能力の向上	アジア太平洋地域	55,612	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ILOアジア太平洋総局の緊急対応チームのメンバーが決定され、メンバーに対する研修が実施される。
9	NGOのキャパビルとネットワークの強化によるスリランカのHIVキャリアの社会的保護	スリランカ	110,000	24月	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進：より多くの女性と男性が生産性の高い雇用、デーセントワーク、収入の機会にアクセスする。(HIVキャリアの雇用可能性向上) ・技能開発：より高い雇用可能性と彼ら自身の事業活動を開始するため、HIVキャリアの技能を高める。 ・社会保障：より多くの人がよりよく管理され、より男女平等の進んだ社会保障の恩恵にアクセスする(HIVキャリアを対象とした社会的保護スキームの紹介) ・労働条件：女性と男性が、より公正な労働条件を得る。(HIVキャリアに対する差別をなくし、適切な宿舎を与えるために使用者とともに活動する。) ・労働安全衛生：職場の労働安全衛生条件の向上による労働者と企業の利益(労働者をHIVから保護すること職場のHIVキャリアの健康のための措置へのアクセスを付与することについて説明する使用者との対話。) ・HIV/AIDS：労働の世界が、HIV/AIDSの感染に効果的に対応する。HIVとAIDSに対応した職場政策と効果的な実施のための使用者との対話。 ・職場の差別：HIVキャリアへの差別をなくすため使用者を説得する。

平成 24 年 9 月

「東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信」進捗状況

1 事業概要

東日本大震災に於いて被災地で生じた雇用労働問題に対する我が国の官民が行った雇用労働対策について、災害を通じた経験や復興の過程で得た知見や教訓を調査分析し、その結果を自然災害の多いアジアを中心とした国々等で共有し、世界に発信するための国際会議を開催する等の事業を、ILO に対して基金を拠出して実施するもの。

2 事業予算

121,335 千円（拠出金のみ）

3 事業期間

平成 24 年 8 月～平成 26 年 3 月まで

4 事業内容

- ・ 官民による雇用労働対策に関する調査（文献及び面接調査）
- ・ 被災地での参加型調査の実施
- ・ 雇用労働対策、好事例、雇用労働に関する実践的なガイドラインのとりまとめ
- ・ 途上国政府雇用政策担当官を招聘した被災地へのスタディ・ツアーの実施
- ・ 国際防災復興協力機構（IRP）を通じた世界への成果の発信
- ・ 成果の発信のためのワークショップ等の開催（東北地方 2 回、海外 2 回を予定）

5 進捗状況

24 年度予算に、本事業を計上

24 年 6 月 基金に係る枠組文書の交換

24 年 7 月 拠出

24 年 8 月 評価委員会開催（持ち回り）

CTA を選任

**FRAMEWORK FOR COOPERATION
BY ILO/JAPAN FUND
FOR DISSEMINATION OF EMPLOYMENT AND LABOUR MEASURES
FOR RECOVERING FROM THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE
AS INTERNATIONAL PUBLIC RESOURCES**

BETWEEN

THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE OF JAPAN

AND

THE INTERNATIONAL LABOUR ORGANIZATION
日本国厚生労働省及び国際労働機関における
東日本大震災からの復興における雇用労働対策の
国際公共財としての発信事業に関する ILO 基金に関する枠組み

1. Introduction

1.序文

Within the scope of the Memorandum in the Field of Development Cooperation signed between the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan (the Ministry) and the International Labour Organization, represented by the International Labour Office (ILO), concerning the partnership for the purpose of implementing technical cooperation (TC) activities which was signed on 17 June 2009, the Ministry and the ILO have elaborated the present Framework for Cooperation which is intended to facilitate the implementation of the *ILO/Japan Fund for Dissemination of Employment and Labour Measures for Recovering from the Great East Japan Earthquake as International Public Resources*, in addition to the Framework for Cooperation that was exchanged on 17 June 2009. This document is not an international agreement.

2009年6月17日に、日本国厚生労働省（以下「厚生労働省」という。）と国際労働事務局（ILO）によって代表される国際労働機関との間において署名された「技術協力（TC）の実施のための協力関係に関する開発援助分野に関する覚書（メモランダム）」の範囲内で、厚生労働省及びILOは、「東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信事業に関するILO/日本基金」のため、本協力枠組を作成した。なお、本文書は国際的合意文書で

はない。

Any activity accepted to be carried out by the ILO pursuant to the Memorandum in the Field of Development Cooperation will be consistent with the policies, rules and regulations of the ILO.

開発援助分野に関する覚書（メモランダム）に従い、ILOによって実施されることが承認された活動は、ILOの政策、ルール、規則に従うものとする。

2. Projects to be funded

2. 拠出されるプロジェクト

The Ministry has informed the ILO of its willingness to contribute an amount of YEN 121,335,000 for the ILO/Japan Fund for Dissemination of Employment and Labour Measures for Recovering from the Great East Japan Earthquake as International Public Resources (the Fund).

厚生労働省は、東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信事業に関するILO/日本基金（以下「基金」という。）に121,335,000円を拠出する旨、ILOに伝達した。

The work to be funded will be agreed upon on the basis of the Concept and Objectives of the Fund as shown in Appendix.

対象となる活動は、別添に示された基金のコンセプトと目的に基づいて作成されるものとする。

3. Formulation Process

3. 創設手続き

The Regional Office for Asia and the Pacific (ROAP) will be responsible for formulating the detailed programme, this will include the following documents:

a) Project Document: In accordance with the ILO Technical Cooperation Manual the PRODOC will contain elements such as background and main objective and targets, project duration, budget, partners, activities, logical framework, implementation plan, sustainability, expected outcomes, effective monitoring and evaluation schedule and technical details (including measurable indicators).

b) Work plan: The work plan will contain a substantive plan of activities throughout the project duration.

c) **Budget:** The budget will indicate the prospective fund usage for project duration.

d) Any other relevant documents.

ILO アジア太平洋総局（以下「ROAP」という。）が本プログラムの詳細設計について責任を負う。これには、次の書類を含むものとする。

a) プロジェクト・ドキュメント

ILO 技術協力のマニュアルに沿って、プロジェクト・ドキュメントには、背景、主要な目的及び目標、プロジェクト期間、予算、パートナー、活動、事業効果発現のための論理的枠組 (Logical Framework)、活動実施計画、持続可能性、期待される効果、効果的なモニタリング及び評価スケジュール、及び技術的詳細（計測可能な指標）を含むものとする。

b) ワーク・プラン (work plan)

ワーク・プランは、プロジェクト期間を通じた具体的な活動計画を含むものとする。

c) 予算

予算は、プロジェクト期間を通じた使用経費の予算見積について示すものとする。

d) その他日本政府が要求する関連書類

4. Review Process

4. 評価過程

A review committee will be organized by the ILO. The committee will be composed of the Regional Director, relevant officials of ROAP and the ILO Office of Japan, as well as representatives from the Ministry. The secretariat function for the committee will be undertaken by the ILO/Japan Programme team in ROAP. The committee will meet as and when necessary and by mutual consent.

評価委員会は、ILO により組織される。委員会は、ILO アジア太平洋総局 (ROAP) の総局長、同総局及び ILO 駐日事務所の関係する職員、並びに厚生労働省からの代表により構成される。選定委員会の事務局は ROAP の ILO/日本チームにより運営される。委員会は必要に応じて、また双方の合意により開催する。

The decision of the committee will be made in line with policies and programmes of the ILO and in line with the Concept and Objectives of the Fund as shown in Appendix.

委員会の決定は、政策や ILO のプログラムに則し、別添に示す基金のコンセプトと目標に沿って行われることとする。

The committee can approve the application with conditions which includes modification of PRODOC and relevant documents.

委員会は、PRODOC 及び関係書類の修整を含む条件を付して、申請を承認することができる。

5. Administration of the contribution

5. 拠出金の管理

Whereas the Ministry will transfer the funds in Japanese yen into the bank account designated by the ILO, the ILO will convert them into U.S. Dollars at the market rate of exchange on the date of the transaction. The ILO will maintain a separate account expressed in U.S. Dollars for the contribution showing all income and expenditures.

厚生労働省は、拠出金を ILO が指定する銀行口座に日本円で振り込むものとし、ILO は、拠出金を、処理を行う日の市場為替レートにより米ドルに両替する。ILO は、拠出された資金を米ドル建てで区分された口座にて管理し、全ての収入・支出を明らかにするものとする。

The ILO will administer the contribution in accordance with its regulations, rules and directives. The contribution will be subject exclusively to the internal and external auditing procedures provided for in the regulations, rules and directives of the ILO.

ILO は、その規則、ルール及び指令に従い拠出金を管理するものとする。この拠出金は、ILO の規則、ルール及び指令により、もっぱら、内部及び外部からの監査手続の対象になるものとする。

The ILO's commitments under the Memorandum and this Framework will be contingent upon receipt of the necessary funds. If funds are not received, the assistance to be provided to any project funded through the Memorandum and this Framework may be reduced, suspended or terminated by the ILO immediately.

メモランダム及び本枠組における ILO の責務は、必要な拠出金の受理を条件とする。もし資金が受理されない場合、メモランダム及び本枠組を通じて資金提供される全てのプロジェクトに係る支援は、ILO により、直ちに縮小、中断、または打ち切る事ができる。

The ILO will not assume any liability in excess of the amount that it has actually received from the Ministry. The Ministry has neither obligation nor liabilities for

covering additional expenses which exceed the amount of funds provided under any circumstances whatsoever.

ILO は、厚生労働省から実際に受理した拠出金の超過額について、何ら責任を負わないものとする。また、厚生労働省は、拠出金額を超過する支出が発生した場合、その超過額を補填する義務又は責務は、如何なる場合においても発生しないものとする。

Any interest derived from the contribution will be accounted for separately and will be utilized by the mutual consent of the Ministry and the ILO.

拠出から派生した利子は、個別に会計処理し、厚生労働省と ILO の相互の合意により利用することとする。

6. Financial reports

6. 会計報告

The ILO will provide the Ministry, no later than 31 March each year, with a statement showing the contributions received and expended during the previous calendar year. This statement will consist of an extract from the ILO's accounts, as submitted for audit to the external auditor whose certificate will appear in the ILO's biennial financial report. The ILO will also turn in a balance report of the Fund to the Ministry on a quarterly basis.

ILO は、毎年 3 月 31 日までに、前暦年における拠出金の収入及び支出を示す報告書を厚生労働省へ提供するものとする。この報告書は、ILO の口座からの抜粋であり、外部監査へ提出されたものとし、その証明が ILO の 2 ヶ年会計報告に記載されているものとする。また、ILO は四半期毎に、技術協力事業に係る収支報告書を厚生労働省に別途提出する事とする。

7. Evaluations and reports

7. 評価及び報告

The terms of reference of the evaluation will be shared with the Ministry for comment before its finalization. The Ministry may be invited to nominate its representative to participate in the evaluation. The ILO will provide the Ministry, according to the relevant template in the ILO's Technical Cooperation Manual, with:

評価の条件については、完成前に厚生労働省の意見を求めるため、厚生労働省と共有することとする。厚生労働省は、評価に参加するための代表者を指名す

る事ができる。ILO は、ILO 技術協力のマニュアルの書式に則り、厚生労働省に対し以下のものを提供する。

- 1) Annual progress reports;
1) 年間進捗報告書
- 2) Interim reports; and
2) 中間報告書及び
- 3) Final reports.
3) 最終報告書

8. Equipment

8. 器具备品

If non-expendable equipment is purchased by the projects under the Fund, the ILO will prepare its list within thirty days of closure of the projects. It will be disposed of in accordance with ILO regulations, rules and directives.

基金に基づく事業において、消耗品でない器具备品が購入された場合、ILO はそのリストを事業終了後 30 日以内に作成するものとする。これらは、ILO の規則、ルール及び指令に基づき処理されるものとする。

9. Press coverage

As per the Memorandum, the ILO will include an acknowledgement and disclaimer in publications and materials which have been funded by the Ministry.

9. 報道関係

メモランダムにより、ILO は、厚生労働省からの拠出金により作成した刊行物及び資料の中に、日本政府の出資に対する謝辞及び免責を盛り込むものとする。

10. Recruitments of CTA

10. CTA の募集

As per the Memorandum, notice of long-term vacancies such as Chief Technical Advisors (CTA) will be forwarded to the Ministry for possible distribution. For this purpose, the ILO will forward job descriptions to the Ministry with sufficient time before the deadline for receipt of applications.

メモランダムにより、ILO は、チーフ・テクニカル・アドバイザーのような長期

空席情報は、厚生労働省に転送されるものとする。このため、ILO は、業務内容等を、応募受理期限まで十分な時間的余裕をもって厚生労働省へ転送するものとする。

11. Modification

11. 本枠組の改正

The Ministry and the ILO may, by their written mutual consent, modify any part of the Framework.

厚生労働省及び ILO は、文書による同意により、本枠組の如何なる条項をも改正することができるものとする。

12. Suspension/Termination

12. 事業の中断/打ち切り

After consultations have taken place between the Ministry and the ILO, either side may give the other side written notice of termination of the Fund. The Fund will be terminated ninety (90) days after receipt of the notice.

厚生労働省と ILO との協議の後、一方が他方に、文書により基金の打ち切りを通知する事ができる。基金は、文書を受領した日から 90 日後に打ち切られるものとする。

In the case of termination by the Ministry, the ILO will not be required to repay any funds irrevocably committed in good faith by the ILO to third parties before the date of notice of such termination. The commitments assumed by the ILO and the Ministry under the Framework will survive the termination to the extent necessary to permit the orderly conclusion of activities, the withdrawal of personnel, funds, and property, as well as the settlement of accounts between the Ministry and the ILO and the settlement or termination of contractual liabilities that are required in respect to any personnel, subcontractors, consultants, or suppliers.

厚生労働省による事業の打ち切りの場合、ILO は、打ち切り通知の受領前に行った善意の第三者との間で決定された資金を払い戻すことを要しない。本枠組の下で ILO 及び厚生労働省によって負った責任は、厚生労働省と ILO の間の活動の完遂と、人員、資金、財産の取り下げに加え、口座の整理及び人員、下請契約者、コンサルタント又は供給者に対して求められる契約上の義務の整理又は

打ち切りに関して、それらの秩序だった終了のため必要である範囲においては、打ち切り後も存続する。

Upon the termination of the Fund, any remaining balance in cash or any other forms of assets will be, in principle, returned to the Ministry in accordance with the procedure designated by the Ministry. Upon approval from the Ministry, however, the ILO may transfer any residual contributions of the Fund into a technical cooperation project of the ILO/Japan Multi-bilateral Programme under the Framework for Cooperation exchanged between the Ministry and the ILO on 17 June 2009 with documents prescribed in paragraph 3, as long as the goal and the objectives of the Fund are consistent with those of the project of the Multi-bilateral Programme.

基金終了時には、現金またはその他資産の残余は、原則として、厚生労働省によって指定された手順に従って返還することとする。しかしながら、厚生労働省の承認により、ILO は、基金の目的・目標に照らし、パラグラフ 3 記載の 2009 年 6 月 17 日に厚生労働省と ILO との間において署名された協力関係に関する枠組に基づき、基金と目標が一致している ILO/日本マルチ・バイ技術協力に残余資金を振り替えることができることとする。

If either the ILO or the Ministry defaults on any commitment hereunder, the defaulting side will send a written notice to the other side detailing the specific reasons and describing measures to remedy its default.

ILO 又は厚生労働省のいずれかが、本枠組に定める責任を履行できない場合は、不履行者側は、書面をもって相手側にその不履行の具体的な理由及び解決手段を書面で通知するものとする。

If the ILO defaults on any commitment hereunder without reasonable justification or does not perform in accordance with the Framework by using the contributions for unrelated purposes, the Ministry may notify the ILO by letter of the intention to withhold further contributions, or terminate the Fund itself.

正当な理由無く ILO が責任を果たさない場合、又は拠出した資金を目的外に使用することにより、本枠組に沿った活動を行わない場合には、厚生労働省は資金の拠出を停止し、又は事業を打ち切ることを ILO に対して文書で通知することができる。

13. Settlement

13. 調停

The Ministry and the ILO will make their best efforts to settle amicably all differences or controversies arising out of, or in connection with, the contribution under the Framework.

本枠組に基づく技術協力プログラムに対する拠出金により、または関連して、発生した相違、論争については、厚生労働省及び ILO は平和的解決に最大限努めるものとする。

Appendix

**Concept and Objectives of the ILO/Japan Fund
for Dissemination of Employment and Labour Measures
for Recovering from the Great East Japan Earthquake
as International Public Resources**

1. Background and Rationale

1. 背景と趣旨

The Great East Japan Earthquake which occurred in Japan on 11 March, 2011 caused serious damage to employment in affected areas. The number of separation notices under employment insurance issued during the period of 4 months and half between 12 March and 31 July 2011 has reached 157,173, 1.9 times more than the number of the same period of previous year. Employment of disaster victims thus remains a serious problem. With the formulation of "Japan as One' Work Project" on 5 April, 2011, the Japanese Government has implemented comprehensive measures to steadily create jobs through reconstruction projects, support disaster victims' reemployment, and maintain employment and stabilize livelihood of disaster victims. Moreover, the government compiled the first, second and third supplementary budgets for fiscal year 2011 to fund many projects raised under such measures.

The Ministry aims to take strengthened employment and labour measures in accordance with the phases of recovery and reconstruction.

2011年3月11日に日本で発生した東日本大震災は日本の雇用に深刻な影響を与えた。2011年3月12日から7月31日までの4ヶ月半に発行された雇用保険被保険者離職票は、前年同期1.9倍の157,173人に達した。被災者の雇用は、このように深刻な問題深刻な問題となっている。日本政府は、4月5日に「日本はひとつ」しごとプロジェクトをとりまとめ、復旧事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、被災した方々の雇用の維持・生活の安定のための総合対策を実施した。さらに、ここに掲げられた多くの事業の財源として三次にわたり2011年度補正予算を編成したところである。

日本政府は、復興復旧のフェーズに応じた雇用労働対策の強化を図ることとしている。

Upturn of employment for early recovery and reconstruction of areas damaged by natural disasters is an important topic for International Labour Organization (ILO). The

Crisis Response and Reconstruction Programme (ILO/CRISIS) responsible for providing support for the recovery of employment in disaster-hit areas has been established in the Employment Sector of ILO. In this regard, ILO should attach importance on the Asia and the Pacific region as this area accounts for forty percent of the occurrence of natural disasters and eighty-two percent of disaster-related casualties in the world. It is expected that ILO contributes knowledge and provides active support in regard to natural disaster response in the Asia and the Pacific region.

自然災害の被災地の早期回復・復興のための雇用の回復は、ILOにおいても重視されている課題であり、「雇用総局」の中に設けられた「ILO 危機対応・再建計画」(ILO/CRISIS)を担当部署として、被災地の雇用の回復のための支援を提供してきている。この点について、世界の自然災害の 40%が発生し、死者については 82%を占めるアジア太平洋地域を重視すべきである。といわれており、ILO としても重視している地域であることから、この 4 月からはアジア太平洋総局に専任のクライシス担当が配置されている。アジア太平洋地域における自然災害対応について、ILO の知見の提供、積極的援助が期待されているところである。

In recent years, ILO/ROAP has provided the following aid in response to large-scale natural disasters that occurred in the Asia and the Pacific region:

- In Indonesia (Aceh province) hit by the Indian Ocean Tsunami in 2004, an Emergency Employment Service Center was opened to provide services for job registration and job referral and vocational training necessary to secure employment.
- In Pakistan hit by the Kashmir Earthquake in 2005, an Emergency Income Support through Employment (RISE) programme was implemented. A skill-based inventory of job seekers was compiled and a database for job matching in line with job vacancies in each area was created. Also, a short-term skills training programme was drawn up and made available.
- In Myanmar hit by the Nargis Cyclone in 2008, short-term employment was created for livelihood recovery, orders were placed with local enterprises, and compliance to international labour standards for recovery was ensured.
- In Thailand hit by the flood in 2011, through the government, the central Thailand where includes Bangkok Metro police and industrial estates located in north of the capital were advised to maintain workers jobs and secure livelihoods of victim.

これまで、アジア太平洋地域で発生した大きな自然災害に対して、ROAP では以下のような支援を展開している例がある。

-2004 年のインド洋津波で被災したインドネシア（アチェ州）においては、求人登録・職業紹介サービスとともに、就職に必要な職業訓練の場を提供する緊急

雇用センターを開設。

-2005年に地震で被災したパキスタンにおいては、「雇用を通じた緊急所得支援」(RISE)プログラムを実施。技能に基づいて求職者目録を作成し、地域の特定ニーズに合わせて彼らを雇用機会に結び付けるデータベースを作成し、緊急雇用情報センターを設置。また、短期間技能訓練プログラムを作成し、提供。

-2008年にサイクロンで被災したミャンマーにおいては、生計を回復するための短期雇用の創出、地元企業とへの発注、復興における国際労働基準の確保などを実施

-2011年タイを襲った洪水について、バンコクやその北部に位置する工業団地を含むタイ中央部に対し、雇用の維持や被災者の生計の確保について政府を通じて助言を行った。

As represented by the Great East Japan Earthquake and the hurricane Katrina, even developed countries, where a large-scale damage from natural disasters had not been necessarily anticipated, have suffered a huge number of casualties in recent years. By heavily damaging social infrastructures and industrial bases, large natural disasters bring economic stagnation not only in affected areas but also other parts which have strong ties with the devastated regions. Furthermore, the large-scale natural disasters may lead to employment crises by causing harmful rumors. It is important that all countries in the Asia and the Pacific region take interest in employment and labour policies that can respond to natural disasters occurring in their countries. Also, by studying initiatives taken by other countries, they should build their capacity to cope with the employment crises posed by natural disasters.

東日本大震災やハリケーン・カトリーナに代表されるように、近年は、自然災害により大規模な被害が発生するとは想定されていなかった先進諸国においても、多数の死傷者が出るケースが発生している。大規模な自然災害は、社会インフラや産業の基盤に被害を与えることにより、当該地域だけではなく他の地域においても被災地と関係の深い事業活動を停滞させ、また、風評被害を生じさせることにより、雇用に危機をもたらすことがある。アジア太平洋地域の各国は、自国で発生しうる自然災害に対応する雇用政策について関心を持つことが重要である。他国の取り組みも参考にしながら、自然災害によって雇用が危機にさらされることに対処する能力を高めなければならない。

On this occasion, the Ministry proposed to voluntarily contribute a fund to the ILO for sharing Japan's experience and know-how on employment and labour policy towards Great East Japan Earthquake with Asia and the Pacific countries. Though Japan's

measures are based on its own socio-economic system, most of the effective measures can be modified for those countries which do not have enough finance by the ILO's expertise. Furthermore, "Lessons Learned on employment policy towards natural disaster response from the Special Session by the Government of Japan on 5th December, 2011 during 15th Asia and the Pacific Regional Meeting in Kyoto, Japan" would be beneficial for governments as well as social partners in the area that try to support victims and propel recovering and reconstruction from natural disasters. Therefore, such knowledge of Japan should be disseminated in the region by the ILO for damage reduction, employment maintenance, immediate recover, and deliberate reconstruction regarding employment and labour policy.

このような時期に、日本政府は、東日本大震災に対する日本の雇用労働政策の経験やノウハウをアジア太平洋地域の国々と共有するための基金を任意に拠出する申し出を ILO に対し行った。日本の施策は、日本独自の社会経済システムに基づいているが、ILO の専門知識によって、ほとんどの施策は十分な財政がない国のために修正することができる。さらに、第 15 回アジア太平洋地域会議の期間中の 2011 年 12 月 5 日に日本の京都で開催された日本政府主催特別セッションでとりまとめられた教訓は、被災者を支援し、自然災害からの復旧・復興を進めようとする域内のソーシャル・パートナーと同様、政府にとっても有益となるものである。このため、そのような日本の知見は、被害の軽減、雇用の維持、迅速な復旧、熟慮された復興のため、雇用労働の観点から、ILO によって域内に周知されるべきものである。

Since the conclusion of 15th APRM describes importance of employment and social policy on natural disaster prevention and response, this project is consistent with the direction of ILO policy.

第 15 回 ILO アジア太平洋地域会議の成果文書にも自然災害の防止と対応のための雇用社会政策の重要性が述べられており、このプロジェクトはまさに ILO の政策の方向性と一致している。

The fund aims to building capacity of public and private sector on natural disaster response particularly in developing countries based on Japan's natural disaster response on employment and labour as public resources. Researching Japan's measures for Great East Japan Earthquake by the state, local administration, social partners, private enterprises and NGOs are essential activities of the project. Implementation by the ILO versed in employment and labour policy of each country would achieve better results in an effective manner.

基金は、日本の自然災害対応に対応するための雇用労働政策に関する公共財により、特に開発途上国において官民の自然災害対応能力を高めることを目的とするものである。国、地方自治体、社会パートナー、企業及び NGO による東日本大震災を受けた取り組みは、このプロジェクトの重要な活動である。各国の雇用労働対策に精通した ILO が実施することにより、より効果的に成果を上げることが期待されるものである。

2. Expected Outcomes

2. 期待される成果

- (1) Derived from Japan's responses to Great East Japan Earthquake, compiling information on employment and labour measures for natural disaster response as international public resources
 - A) Collecting information on employment and labour measures to respond to natural disaster through research on employment and labour measures for recovering and reconstruction from the Great East Japan Earthquake taken by the state, local governments, social partners, private enterprises and NGOs as well as outcomes of existing researches.
 - B) Adding supplementary information on Japan's institution and socio-economic background to deeper understanding on above mentioned collected information
 - C) Adding ILO's evaluation to above mentioned collected information to help countries in Asia and the Pacific region implement employment and labour policy
 - D) By processing information gathered in A), B) and C) to facilitate understanding of countries in Asia and the Pacific region, compiling good practices
 - E) By reassembling all information and knowledge in the project, develop a practical guideline on employment and labour measures to respond to natural disaster
- (2) Ensure easy access to employment and labour policy in response to natural disaster
 - A) Facilitating understanding on, employment and labour measures in devastated area of the Great East Japan Earthquake, arranging study visit to Japan for officials in charge of employment and labour policy from countries in Asia and the Pacific region
 - B) Through the study visit, clarifying obstacles of the officials of countries in Asia and the Pacific region to understand employment and labour measures taken to respond to the Great East Japan Earthquake
- (3) Capacity building for governments in Asia and the Pacific region, by utilizing the

experience from the Great East Japan Earthquake to improve ability to respond to natural disaster.

- A) Disseminating results of (1) and “Lessons Learned” formulated at the special session by the Japanese Government during 15th APRM through international symposiums/workshops/meetings/conferences.
- (1) 東日本大震災への日本の対応をもとに、自然災害に対応するための雇用労働政策に関する情報が国際公共財として蓄積される
- A) 国、地方自治体、社会パートナー、企業及び NGO による東日本大震災からの復旧・復興のための雇用労働政策に関する調査及び既存の調査の活用による、自然災害に対応するための雇用労働施策に関する情報の収集
- B) 上記情報の理解のために必要な日本の制度、社会経済的背景情報の付加
- C) アジア太平洋地域で上記情報をもとに雇用労働政策を実施する際に参考となる ILO の評価情報の付加
- D) (2) の成果を踏まえ、A) B) C) により得られた情報を加工し、アジア太平洋地域の各国にとってその効果を理解しやすい好事例集を作成する
- E) 以上の情報を再構築し、自然災害に対応するための雇用労働施策に関する実践的なガイドラインを作成する
- (2) 自然災害に対応するための雇用労働政策に関するアクセスを容易にする
- A) アジア太平洋地域の政府の雇用労働政策担当者を日本へのスタディ・ビジットで招聘し、東日本大震災の被災地における雇用労働施策の理解の促進を図る。
- B) 上記スタディ・ビジットを通じ、アジア太平洋地域の政府の雇用労働政策担当者が、東日本大震災に対応するための雇用労働施策を理解する上で問題となる点を明らかにする。
- (3) アジア太平洋地域の政府の雇用労働分野における自然災害への対応能力を高める
- A) 国際会議を通じ、(1) の成果及び第 15 回 ILO アジア太平洋地域会議に際して実施された日本政府特別セッションの成果である教訓を、アジア太平洋地域を中心とする各国に発信する。



ILO と 日本、アジア太平洋における災害復興支援での協力合意

ジュネーブ (ILO ニュース) 国際労働機関 (ILO) と日本政府は、アジア太平洋諸国が自然災害の被害に的確に対処し、復旧・復興過程で雇用が果たす役割を強化することを支援する、新たな協力枠組み合意書に調印した。

Press release | 12 June 2012

ジュネーブ (ILO ニュース) 国際労働機関 (ILO) と日本政府は、アジア太平洋諸国が自然災害の被害に的確に対処し、復旧・復興過程で雇用が果たす役割を強化することを支援する、新たな協力枠組み合意書に調印した。

「東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信」協力枠組み合意には、150 万米ドルを超える財政支援が行われる。

この合意の目的は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災への対応で得られた日本の知見・経験と ILO の経験を共有することである。協力の成果としては、1) 雇用労働対策が災害復興に果し得る役割についての情報収集、分析、発信、2) 災害対応におけるアジア太平洋諸国政府の能力強化、3) 集めた教訓の共有のためのセミナー & ワークショップの開催、4) アジア太平洋諸国の政府関係者による日本視察、などが期待される。

ILO 加盟国の年次会議である国際労働総会の会期中の 6 月 12 日 (火曜日)、ジュネーブにて調印式が行われ、妹尾吉洋 厚生労働省総括審議官 (国際担当) 及びユルゲン・シュベットマン ILO 開発協力・パートナーシップ局長によって、合意書が調印された。

アジア地域では世界の自然災害の 40% が頻発し、災害関連死亡者数の 82% を同地域が占める。雇用中心の復興対策を用いて、ILO は過去 10 年間、中国、インドネシア、ミャンマー、パキスタン、スリランカなど、域内の数多くの国々で被災者の支援を行ってきた。

調印式において、テティス・マンガハス ILO アジア太平洋総局長代行は次のように述べた。「被災地のコミュニティ復興の鍵をにぎるのは、仕事の有無である。職がない状態では、被災地の人々、特に幼い子どもを抱えた家族は、職を求めて自分たちの家と地域を離れることを余儀なくされる。被災地のコミュニティ崩壊を防ぐためにも、雇用創出を伴った復興が不可欠である。日本における多くの優れた復興支援活動例は、アジア太平洋地域での今後の復興対応に役立つものだ。」

また、太田俊明 厚生労働審議官は、「この基金は、昨年 3 月に発生した東日本大震災の復興活動における日本の官民による雇用労働対策の調査、分析を可能にする。この取り組みでは、日本の経験に基づく好事例を収集しガイドラインを作成することで、アジア太平洋諸国の災害への対応、特に雇用労働対策の能力強化を支援する。」と述べた。

お問合せ先:

林 雅彦

ILO 駐日事務所 次長

Tel.: 03 5467 2701



ILO & Japan sign agreement to support natural disaster recovery in Asia-Pacific

The ILO and the Government of Japan have signed a new Framework for Cooperation agreement that will assist Asia-Pacific countries in dealing with the effects of natural disasters and strengthen the role of employment in early recovery and reconstruction.

Press release | 12 June 2012

GENEVA (ILO News) – The International Labour Organization (ILO) and the Government of Japan have signed a new Framework for Cooperation agreement that will assist Asia Pacific countries in dealing with the effects of natural disasters and strengthen the role of employment in early recovery and reconstruction.

The agreement, the "Framework for Cooperation by ILO/Japan Fund for Dissemination of Employment and Labour Measures for Recovering from the Great East Japan Earthquake as International Public Resources" will be supported by more than US\$ 1.5 million in funding.

The agreement aims to bring together the expertise of the ILO with the experience and know-how gained by Japan in dealing with the Great East Japan Earthquake of March 2011.

Outcomes are expected to include improvements in the compiling, analysis and distribution of information on how employment and labour measures can support disaster recovery, capacity building for governments in Asia Pacific to improve their ability to respond to natural disasters, the arrangement of seminars and workshops to disseminate lessons learned, and study trips to Japan for officials from other Asia Pacific countries.

The agreement was signed by Mr Yoshihiro Senoo, Japan's Assistant Minister for International Affairs, Ministry of Health, Labour and Welfare, and Mr Jürgen Schwettmann, Director of the ILO's Department of Partnership and Development Cooperation on Tuesday 12 June in Geneva. The ceremony took place during the International Labour Conference, the annual meeting of the ILO's member States.

Asia-Pacific is disproportionately affected by natural disasters: 40 per cent of natural disasters and 82 per cent of disaster-related casualties occur in the region. Using an employment-led approach to recovery the ILO has supported disaster survivors in a number of countries in the region in the last 10 years, including China, Indonesia, Myanmar, Pakistan and Sri Lanka.

Speaking at the ceremony Ms Thetis Mangahas, Regional Director a.i. of the ILO Regional Office for Asia and the Pacific, said: "Jobs are key to restore communities in disaster-affected areas. Without jobs, people in disaster-affected communities, especially people with young children, are forced to leave their home and move to other places with job opportunities. A job-rich recovery is vital to prevent disaster-affected communities from dissolving... Japan has demonstrated a number of good practices which we can apply in future recovery efforts in the

region”.

Mr Toshiaki Ota, the Vice Minister for Policy Coordination, at Japan's Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan said "This fund will allow for research and analysis of the employment and labour measures taken by the public and private sectors in their response to the Great East Japan Earthquake. It will allow good practices and guidelines derived from Japan's experience to be collected to help other Asia Pacific countries build up their capacity to respond to natural disasters, particularly with employment and labour measures".

For more information please contact:

Ms Sophy Fisher
Senior Communications and Public Information Officer
Regional Office for Asia and the Pacific, Bangkok
Tel.: 00 41 79 558 6333
[Email](#)

Ms Krisdaporn Singhaseni
Information Officer
Regional Office for Asia and the Pacific, Bangkok
Tel.: 00 66 2 288 1664
[Email](#)

Mr Masahiko Hayashi
Deputy Director, ILO Office for Japan, Tokyo
Tel.: +81 3 5467 2701
[Email](#)

Tags: natural disasters, Asia, ILO partnerships
Regions and countries covered: Japan
Unit responsible: ILO Office for Japan
Reference: AFG/12/19

平成 24 年 9 月

ASEAN/日本社会セーフティネット基盤整備基金概要

1 概要

ASEAN 地域における労使団体の育成や社会セーフティネットに係る政策決定への参画促進に資する活動を支援するための基金であり、日本政府が全額を拠出して ASEAN 事務局に設置したもの。

2 基金運営状況

23 年 5 月 ASEAN 高級事務レベル会合 (SLOM) にて枠組み文書について原則合意。

ASEAN 事務局より事業計画提出、基金の趣旨に照らし修正することを条件に承認。

24 年 2 月 基金に係る枠組み文書の交換

23 年度予算額 10,755 千円を拠出 (約 134 千米ドル)

ASEAN 事務局より事業計画再提出、確認。

3 ASEAN 事務局の事業計画

基礎調査 (ソーシャルパートナーのニーズ分析等) 1 件

ワークショップ (ソーシャルパートナーのキャパビル、マレーシア) 1 件

ワークショップ (社会セーフティネットに係る情報共有、インドネシア) 1 件

計 3 件 (計 88,400 米ドル)

4 今後の予定

10 月以降に 24 年度分 9,196 千円を拠出

年内にワークショップを 1 回開催するよう要請中

**FINANCIAL ARRANGEMENT OF
ASEAN/JAPAN FUND FOR BUILDING SOCIAL SAFETY NETS
ASEAN 日本社会セーフティネット基盤整備基金財務協定**

The Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan “Ministry” and the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN), hereinafter referred to individually as “Participant” and collectively as “Participants”;

日本国厚生労働省及び ASEAN 事務局について、以下「参加者」と称する。

Recognizing the need to collaborate through this Financial Arrangement to facilitate the operation of the ASEAN/Japan Fund for Building Social Safety Nets (the Fund);
ASEAN 日本社会セーフティネット基盤整備基金の運営のための本財務協定を通じた協力の必要性について認識する。

Recognizing that this Financial Arrangement will not be legally binding under international law; .

本財務協定は国際法の下に法的に義務を課すものではないことについて認識する。

Have reached the following recognitions:

以下の認識に到達した。

1. Purpose of the Fund

1.基金の目的

The Fund ultimately aims to build the fundamental capacity of ASEAN Member States for developing social safety nets. In ASEAN Member States, trade unions and employers’ associations exist. Their active involvement in the policy-making regarding social safety nets needs to be strengthened at regional level. The Fund aims to support ASEAN Member States for building the basis of social safety nets through empowerment of trade unions and employers’ association and promotion of their participation into the policy-making concerning social safety nets.

本基金は、最終的に社会的セーフティネットを開発するための ASEAN 加盟国の基本的な能力を整備することを目的とする。ASEAN 加盟国では、労働組合と使用者団体が存在している。社会的セーフティネットに関する政策立案に対する彼らの積極的な関与が地域レベルで強化されることが必要である。基金は、労働組合と使用者団体の強化と、社会的セーフティネットに関する政策立案についての彼らの参加促進を通じて、ASEAN 加盟国が社会的セーフティネットの基盤を整備することを支援することを

目的とする。

2. Projects to be funded

2. 基金によるプロジェクト

Project components to be funded by the Fund will be selected on the basis of the Concept and Objectives of the Fund as shown in Appendix 1 and whose budget should be no more than approximately 30,000 U.S. Dollars for each project component. Project components to be funded will address one of the following issues, and non-exclusive examples of projects to be funded are as listed in Appendix 2:

基金から資金を提供するプロジェクトは、別添 1 に示される基金の趣旨と目的に沿って選択される。また、各プロジェクトの予算は約 30,000 米ドルを超えないようにすべきである。資金を提供されるプロジェクトは、次のいずれかに対応するものである。資金を提供するプロジェクトは、別添 2 に例示されている。

a) Baseline surveys and needs analyses of ASEAN regional-level trade unions and employers' associations;

a) ASEAN 地域レベルの労働組合と使用者団体のベースライン調査とニーズ分析

b) Empowerment of social partners which represents the ASEAN region, and encouragement of policy dialogues and participation into policy-making process at ASEAN regional level.

b) ASEAN 地域を代表する労使の強化と、ASEAN 地域レベルでの政策対話と政策決定プロセスへの参加促進

3. Project Formation Process

3. プロジェクト形成手続き

a) ASEAN assisted by the ASEAN Secretariat (ASEC) will prepare a project proposal in close consultation with the Ministry of Health, Labour, and Welfare of Japan in each year. The project proposal should be a whole package of series of activities /events, and it should contain the following items;

a) ASEAN 事務局 (ASEC) の援助を受けて ASEAN は、日本の厚生労働省との緊密な協議の上でプロジェクトの提案を毎年準備する。プロジェクトの提案は、一連の活動・イベントのパッケージ全体であるべきであり、以下の事項を含むべきである。

- Background, main objective and targets
- List of expected activities/events

- Expected outcomes and budget of each activities/events
- Monitoring and evaluation scheme
- 背景、主な目的と目標
- 予想される活動・イベントのリスト
- それぞれの活動・イベントについての期待される成果と予算
- モニタリングと評価スキーム

b) The Senior Labour Officials Meeting (SLOM) and the Ministry of Health, Labour, and Welfare of Japan will endorse the project proposal, and decide ASEAN Member States and/or ASEC that will host/lead each activity/event prescribed in the project proposal.

b) SLOM と日本の厚生労働省は、プロジェクトの提案を承認し、プロジェクトに定める各活動・イベントを開催又はリードする ASEAN 加盟国又は ASEAN 事務局を決定する。

c) Upon endorsement of SLOM, each host/lead country will submit to ASEC the workplan of each activity/event which contains the following:

c) の SLOM の承認後、各ホスト又はリード国は、以下の事項を含む活動・イベントの作業計画を ASEC に提出する。

- Main objectives and targets
- Expected outcomes and measurable indicators
- Implementation plan and budget
- 主な目的・対象
- 期待される成果と測定可能な指標
- 実施計画と予算

d) Upon necessity, an ad-hoc working group can be set up for reviewing and monitoring the workplan and implementation of activities/events, reviewing progress and achievements of the activities funded by the Ministry, reviewing results of evaluations that have been conducted, reviewing the financial situation of the activities and prospecting projects for the following fiscal year. The ad-hoc working group will be composed of representatives of the SLOM chair, ASEC and the Ministry of Health, Labour, and Welfare of Japan. ASEC will provide secretarial support to the ad-hoc working group and make necessary arrangements for the Meeting, which will be wholly funded by the Ministry's contribution.

d) 必要に応じ、アドホック・ワーキンググループは、活動・イベントの作業計画と実施をレビュー・監視し、厚生労働省によって提供された資金による活動の進捗と達成をレビューし、実施された評価結果をレビューし、次年度の計画の方向性を検討する。アドホック・ワーキンググループは SLOM 議長、ASEC、厚生労働省の代表により構

成される。ASEC は、アドホック・ワーキンググループに事務局機能を提供し、厚生労働省の拠出から会議の実施のために必要な準備を行う。

4. Financial contribution

4. 資金拠出

A contribution from the Ministry will be provided to ASEAN on an annual basis in accordance with the Ministry's fiscal cycle of 1 April to 31 March, subject to parliamentary approval.

厚生労働省からの任意拠出は、国会の承認を受け 4 月 1 日から 3 月 31 日までの厚生労働省の会計年度に合わせ、毎年 ASEAN に提供される。

5. Administration of contributions

5. 拠出に係る事務

Whereas the Ministry will transfer the contribution in Japanese yen into the bank account designated by ASEC, the contribution will be converted into U.S. Dollars at the market rate of exchange on the date of the transaction. ASEC will maintain a separate ledger expressed in U.S. Dollars for the contribution showing all income and expenditures.

厚生労働省は、ASEAN 事務局が指定する銀行口座に日本円から拠出金を入金し、その拠出金は取引日の為替レートで米ドルに変換される。ASEAN 事務局は、ASEC は、米ドルですべての所得と支出を示すため、米ドルで表され区分された元帳を管理する。

ASEC will administer the contribution in accordance with its regulations, rules and directives. The contribution will be subject exclusively to the internal and external auditing procedures provided for in the regulations, rules and directives of ASEC.

ASEAN 事務局は、規制、規則、指令に従い、拠出金に係る事務を行う。拠出金は、ASEC の規制、規則、指令に規定される内部・外部の監査手続きのみの適用を受ける。

The ASEC's commitments under the Financial Arrangement will be contingent upon receipt of the necessary contribution. If contribution is not received, the assistance to be provided to any project funded through the Financial Arrangement may be reduced, suspended or terminated by ASEC with immediate effect.

この財務協定の下で ASEAN 事務局の責任は、必要な拠出金の受領とともに生じる。拠出金が受領されない場合、この財務協定を通じて提供されたプロジェクトの提供に対する支援は、ASEAN 事務局により直ちに縮小し、中断し、又は終了することができる。

ASEC will not assume any liability in excess of the amount that it has actually received from the Ministry. The Ministry has neither obligation nor liabilities for covering additional expenses which exceed the amount of funds provided under any circumstances whatsoever.

ASEAN 事務局は、厚生労働省から受領した金額を超える一切の責任を負わない。厚生労働省は、いかなる状況下で提供される資金の額を超えた追加費用をカバーするための義務も責任もありません

6. Financial reports

6.会計報告

ASEC will provide the Ministry, no later than 31 March each year, with a statement showing the contributions received and expended during the previous calendar year. This statement will consist of an extract from ASEC's accounts, as submitted for audit to the external auditor whose certificate will appear in ASEC's financial report. ASEC will also turn in a balance report of the Fund to the Ministry on an annual basis.

ASEAN 事務局は、前暦年の間に基金に関する収入と支出を示す書面を、遅くとも 3 月 31 日に厚生労働省に提供する。この書面は、ASEAN 事務局の会計報告に現れる外部監査人に監査のために提出されたとおり、ASEAN 事務局の口座から ASEC のアカウントから引用したものにより構成される。ASEAN 事務局は、厚生労働省にバランスシートをあわせて提出する。

7. Evaluations and review

評価とレビュー

The host or lead countries will conduct evaluation of their respective activities which are funded using the Fund, in accordance with its relevant rules, and submit evaluation reports to ASEC. ASEC will further submit the report to SLOM and the Ministry of Health, Labour, and Welfare of Japan upon completion of the activities.

ホストまたはリード国は、その関連規則に従って、基金を使って資金を提供されるそれぞれの活動の評価を実施し、ASEAN 事務局に評価報告を提出します。ASEAN 事務局は、さらに、活動の完了時に、SLOM 及び日本の厚生労働省に報告を提出する。

8. Equipment

8.機器

If non-expendable equipment is purchased for the projects under the Fund, it will be listed in the financial report as indicated in the section [6] above. It will be disposed in accordance with the host or lead countries' regulations, rules and directives.

備品が基金によるプロジェクトのために購入された場合は、それは上記セクション 6 のとおり会計報告に記載される。機器は、ホスト又はリード国の規制、規則、指令に基づいて処分される。

9. Japan's visibility

9. 日本の可視性

ASEAN and host/lead countries of funded activities will make every effort to acknowledge the Ministry's funding support in all publications, announcements, speeches and press releases relating to the funded activities. ASEAN and host countries will make every effort to ensure visibility of Japan as a donor to the funded activities.

ASEAN と拠出された活動のホスト又はリード国は、拠出金による活動に関するすべての出版物、発表、スピーチ、プレスリリースに、厚生労働省の財政支援であることを知らしめるためのあらゆる努力をするものとする。ASEAN とホスト国は、拠出金による活動のドナーとしての日本の可視性の確保にあらゆる努力をするものとする。

ASEAN and host/lead countries of activities will include an acknowledgement, preferably the flag of Japan on the front page, and disclaimer in publications and materials which have been funded by the Ministry. This will be arranged in accordance with ASEAN protocol and guidelines.

ASEAN との活動のホスト又はリード国は、周知、可能であれば表紙に日本の旗、厚生労働省の拠出金による出版部と資料における免責を含めるものとする。これは、ASEAN の慣習とガイドラインに基づいて実施されるものとする。

10. Modification

10. 改正

The Ministry and ASEAN may, by their written mutual consent, modify any parts of the Financial Arrangement.

厚生労働と ASEAN は、その書面による相互の同意によって、本財務協定の任意の部分を変更する。

11. Suspension/Termination

11. 延期・終了

After consultations have taken place between the Ministry and ASEAN, either Participant may give the other side a written notice of termination of the Fund. The Fund will be terminated ninety (90) days after receipt of the notice.

In the case of termination by the Ministry, ASEAN will not be required to repay any funds irrevocably committed in good faith to third parties before the date of notice of such termination. The commitments assumed by the Participants under the Financial Arrangement will survive the termination to the extent necessary to permit the orderly conclusion of activities, the withdrawal of personnel, funds, and property, as well as the settlement of accounts between the Participants and the settlement or termination of contractual liabilities that are required in respect to any personnel, subcontractors, consultants, or suppliers.

厚生労働省と ASEAN の協議の後、いずれかの参加者は、もう一方に対して基金の終了を書面により通知することがある。基金は書面受領の 90 日後に終了されます。

厚生労働省による終了の場合、ASEAN は、当該終了の通知の日前の、善意の第三者に関する決定された支出に関し返還を求められることはない。財務協定に基づき両者が負う義務は、両者間の会計に係る調停や個人、下請け業者、コンサルタント、納入業者との契約上の債務の終了と同様、プロジェクト活動、人員整理、基金、資産の円滑な終了のために必要な期間継続する。

Upon the termination of the Financial Arrangement , any remaining balance in cash or any other forms of assets will be, in principle, returned to the Ministry in accordance with the procedure designated by the Ministry. Upon approval from the Ministry, however, ASEC may transfer any residual contributions of the Fund to other ASEAN/Japan projects, as long as the goal and the objectives of the Fund are consistent with those of the projects.

財務協定の終了時に、現金または他の携帯の資産は、厚生労働省の指定する手順に基づき厚生労働省に返還される。しかしながら、基金の目的がそのプロジェクトと一致する場合には、他の ASEAN・日本基金に残余の拠出金を移転することができる。

If either Participant defaults on any commitment hereunder, the defaulting side will send a written notice to the other side detailing the specific reasons and describing measures to remedy its default.

いずれかの参加者が本協定にもとづく義務を履行しなかった場合、履行しなかった側はもう一方に、その理由と対策を記した書面を送付するものとする。

If ASEAN defaults on any commitment hereunder without reasonable justification or does not perform in accordance with the Financial Arrangement by using the contributions for unrelated purposes, the Ministry may notify ASEC by letter of the intention to withhold further contributions, or terminate the Fund itself.

ASEAN が合理的な理由なくここに定める義務の履行を怠った場合又は拠出金を関係ない目的に使用することにより財務協定を遵守しなかった場合、厚生労働省は ASEAN 事務局に書面により拠出の留保か基金の終了を通知することがある。

13. Settlement**13.調停**

The Participants will make their best efforts to settle amicably all differences or controversies arising out of, or in connection with, the contribution under the Financial Arrangement .

両者は財務協定に基づく拠出に関し、すべての相違や論争を解決するために最善の努力を行うものとする。

Appendix 1

**Concept and Objectives of the ASEAN/Japan Fund
for Building Social Safety Nets**

1. Background and Rationale

Asian countries have been experiencing rapid economic growth in recent years, but persistent poverty and growing inequalities still remain. The two past economic crises have revealed the need for adequate social safety nets to protect vulnerable populations from calamity, particularly in financial crises. In response, a number of international organizations including the ILO, the World Bank and the Asian Development Bank took the initiative to promote social safety nets in Asian countries. Although differing in history, culture, religion and stage of development, many countries have made efforts to strengthen their social safety nets. However, the overall picture demonstrates that we are still far from attaining the goal of providing adequate safety nets for all.

Social safety nets provide protection from short-term and emergency risks. Social safety net programmes vary considerably depending on the risks to be covered, such as ones which may affect individual households (i.e. illnesses, disabilities or unemployment), ones which may affect communities or regions (i.e. floods or famines), or ones that may affect countries (i.e. global financial crises). Among these, preparations for the risks of illness and the certainty of ageing, namely health insurance and pensions, have progressed substantially in their coverage. On the other hand, social safety nets for employment, which provide temporary income security and help for re-employment, remain underdeveloped in many countries.

The importance of social safety nets for vulnerable people has become greater than ever in the globalizing world. Events in recent years have shown that a crisis can rapidly spread across economies and have a dramatic adverse impact on an entire regional and global economic system and on employment.

For the promotion of building social safety nets in Asian countries, there is an urgent need for the empowerment of trade unions and employers' associations to be more actively involved in policy-making on social safety nets, while the social partners are expected to bear the cost of social safety nets, such as unemployment benefits and medical insurance.

Furthermore, the fund can work as a supplement to and create a synergy effect with the ASEAN/ILO-Japan cooperation projects, such as ASEAN Industrial Relations Project and

ASEAN Unemployment Project, whose concept and target are designated by the donor from the viewpoint of a mid-term strategy and whose duration is relatively long. The fund can also collaborate with ASEAN/Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies.

2. Expected Outcomes

The Fund ultimately aims to build the fundamental capacity of ASEAN Member States for developing social safety nets. The Fund aims to support ASEAN Member States for building the basis of social safety nets through empowerment of social partners (trade unions and employers' associations) and promotion of their participation into the policy-making concerning social safety nets.

Appendix 2

別添 2

Non-exclusive List of Examples of Projects to be Funded

基金によるプロジェクトの例

a) Baseline surveys and needs analyses of ASEAN regional-level trade unions and employers' associations;

a) ASEAN 地域レベルの労働組合と使用者団体のベースライン調査とニーズ分析

- Baseline surveys of basic needs of ASEAN regional-level trade unions and employers' associations;
- Research activities on management/organization analysis of ASEAN regional-level trade unions and employers' associations
- ASEAN 地域レベルの労働組合と使用者団体のニーズに係るベースライン調査;
- ASEAN 地域の労働組合と使用者団体の運営・組織に係る分析に係る調査

b) Empowerment of social partners which represents the ASEAN region, and encouragement of policy dialogues and participation into policy-making process at ASEAN regional level.

b) ASEAN 地域を代表する労使の強化と、ASEAN 地域レベルでの政策対話と政策決定プロセスへの参加促進

- Workshops/seminars for improving the management and administration of social partners' organizations
- Workshops/seminars for the training of leaders of social partners' organizations
- Workshops/seminars for promoting participation of social partners in the regional level policy-making process concerning social safety nets
- 労使の運営・事務の向上のためのワークショップ又はセミナー
- 労使のリーダーのトレーニングのためのワークショップ又はセミナー
- 社会セーフティーネットに関する地域の政策決定プロセスにおける労使の参画の促進のためのワークショップ又はセミナー

ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合について
 “ASEAN-Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies”

資料 4-10

1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合発足の経緯

- 1996年 リヨンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。
 東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997－2002年 東アジア社会保障行政高級実務者会合
 （医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合
- 厚生労働省では、2003年より特に ASEAN 地域に焦点を当て、ASEAN10ヶ国から社会福祉と保健医療政策を担当する行政官（局長級）を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催。
 - 本会合の目的は、社会福祉及び保健医療の分野における人材育成の強化、及び日本と各国間の協力関係の強化に資すること。

2. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ

第1回	2003. 11. 4 - 11. 7	東京	社会福祉・保健サービスにおける人づくり
第2回	2004. 8. 30 - 9. 2	横浜	高齢化と福祉・医療の人づくり
第3回	2005. 8. 29 - 9. 1	東京	社会福祉・保健におけるパートナーシップと人づくり ～母子保健福祉と障害者保健福祉を中心として～
第4回	2006. 8. 28 - 8. 31	東京	社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成 ～社会的弱者（児童・女性）支援と福祉・医療サービス～
第5回	2007. 8. 27 - 8. 30	東京	社会福祉・保健サービスの連携と人材育成・地域開発 ～地域における高齢者サービス～
第6回	2008. 9. 8 - 9. 11	東京	次世代健全育成（健やかな次世代の育成を目指して） －保健と福祉の緊密な連携の下で－
第7回	2009. 8. 30 - 9. 2	東京	「共存社会」の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加） ～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～
第8回	2010. 8. 30 - 9. 2	東京	社会的弱者の貧困軽減 ～保健と福祉の連携強化を通じて～
第9回	2011. 10. 25-10. 28	東京	保健と福祉の人材育成 ～サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成に 焦点をあてて～

3. ASEAN+3 保健・社会福祉大臣会合への報告

年	保健大臣会合等	社会福祉大臣会合等
2004年	4月 第1回 保健大臣会合（於 マレーシア）	12月 第1回 社会福祉大臣会合（於 タイ）
2005年		11月 第2回 高級事務レベル会合（於 マレーシア）
2006年	6月 第2回 保健大臣会合（於 ミャンマー）	12月 第3回 高級事務レベル会合（於 ミャンマー）
2007年		12月 第2回 社会福祉大臣会合（於 ベトナム）
2008年	10月 第3回 保健大臣会合（於 フィリピン）	12月 第4回 高級事務レベル会合（於 フィリピン）
2010年	7月 第4回 保健大臣会合（於 シンガポール）	1月 第5回 高級事務レベル会合（於 シンガポール） 11月 第3回 社会福祉大臣会合（於 ブルネイ）
2011年	7月 第1回 高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	9月 第6回 高級事務レベル会合（於 タイ）
2012年	3月 第2回 高級事務レベル会合（於 フィリピン） 7月 第5回 保健大臣会合（於 タイ）	9月 第7回 高級事務レベル会合（於 ベトナム） （予定）

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を目的を遂行するために、日本が行う協力事業として関係国間で位置づけられている。

第10回 ASEAN 日本社会保障ハイレベル会合概要（予定）

1. 日時・場所：2012年10月23日（火）～10月25日（木）
於）品川プリンスホテル（東京・品川）
2. 有識者：大友康裕（東京医科歯科大学大学院 教授）
高橋紘士（国際医療福祉大学大学院 教授）
後藤純一（慶應義塾大学 教授）
3. 協力機関：ASEAN事務局、WHO/WPRO、ILO駐日事務所、JICAを予定
4. 参加者
 - ASEAN 10カ国（計60名）
（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）
 - －保健医療政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）
 - －社会福祉政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）
 - －雇用政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）
 - 中国、韓国（計6名）
 - －保健医療政策担当行政官 1名
 - －社会福祉政策担当行政官 1名
 - －雇用政策担当行政官 1名
5. テーマ
 - ◆ 自然災害における社会的弱者への対応
6. プログラム
 - 【1日目】
 - ・開会
 - ・有識者の講演
 - ・カントリープレゼンテーション
 - 【2日目】
 - ・視察（東京都武蔵野市）
 - 【3日目】
 - ・各協力機関の講演
 - ・分科会
 - ・分科会報告
 - ・リコメンデーション採択
 - ・閉会

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に係る進捗状況

1 事業概要

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

2 実施団体

公益財団法人国際労働財団（企画競争により決定）

3 交付決定額

平成 23 年度 57,712 千円

平成 24 年度 54,229 千円

4 対象国

タイ、ネパール、バングラデシュ

5 平成23年度 事業実施状況

(1) タイ

- ・ 政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催
- ・ 貧困地域における支援施策に関する現地調査及び現地有識者・専門家との意見交換
- ・ 法律制度・金融制度に関する指導員の育成のための学習会開催
- ・ インフォーマル労働者の組織化の支援
- ・ これを通じた公的制度、家計教育、互助制度などの情報の提供を中心とした支援

(2) ネパール

- ・ 政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催
- ・ 貧困地域における支援施策に関する現地調査及び現地有識者・専門家との意見交換
- ・ 職業訓練指導員の育成のための研修セミナー開催
- ・ インフォーマル労働者の組織化の支援
- ・ これを通じた縫製、理容などの基礎的な職業訓練や識字教育

(3) バングラデシュ

- ・ 貧困地域における支援施策に関する現地調査
- ・ 調査結果を踏まえた現地でのシンポジウム開催

(4) 国際シンポジウム（平成24年2月27・28日、タイ（バンコク））

- ・ 本事業の成果をアジア諸国に普及させるための国際シンポジウムを開催
- ・ タイ、ネパール、バングラデシュの政労使及び国際労使団体、ILO等約120名が参加

6 平成24年度 進捗状況及び実施予定事業

(1) タイ

- ・政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催及び事業計画の確認
- ・ライフサポートセミナー開催(7月、バンコク及びチェンマイ)
インフォーマル労働者を対象としたライフサポートセミナーを計4回開催、計159人が参加。
- ・今後実施する事業
セミナー… ライフサポートセミナー(情報提供)、スキルアップセミナー(職種別学習)、TOTセミナー(人材育成)

(2) ネパール

- ・政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催及び事業計画の確認
- ・職業訓練、各種セミナーの準備
バクタプール郡及びパルサ郡における、9月以降に開催する各種訓練・セミナーの準備を実施。
- ・今後実施する事業
訓練… 縫製・理容・工芸・識字
セミナー… ライフサポートセミナー(情報提供)、TOTセミナー(人材育成)

(3) バングラデシュ

- ・政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催及び事業計画の確認
- ・職業訓練、各種セミナーの準備
溶接技術及び縫製の職業訓練所の視察。
ボグラ、クルナ、チッタゴンで開催するセミナーの企画立案。
- ・今後実施する事業
訓練… 縫製・溶接
セミナー… ライフサポートセミナー(情報提供)、TOTセミナー(人材育成)

(4) 国際シンポジウム(平成25年2月予定、タイ(バンコク))

- ・本事業の成果をアジア諸国に普及させるための国際シンポジウム

労働分野におけるJICA協力を一覧(主なもの)

平成24年8月1日現在

国名	プロジェクト名(個別専門家含む)	分野	事業期間	スキーム	主な活動内容
インドネシア	雇用サービスセンター能力強化プロジェクト	雇用	2009.9 -2012.9	JICA 技術協力 プロジェクト	職業紹介、職業相談の実施技法、職業紹介業務の進め方に係る指導、既存のマニュアル、業務フローについて、公平・公正で効率的な雇用サービスが実施可能かの検討及び内容改訂の支援、求職者・求人者から収集する情報の標準化に関する助言・指導及び各雇用サービスセンター(ESC)への指導体制・内容にかかる助言・指導。
ベトナム	技能検定制度構築アドバイザー	能力開発	2010.9 -2013.9	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	ベトナムにおいて重要課題となっている中小企業で働く産業人材の育成や労働市場の活性化のため、適切な技能検定制度を構築するための支援。
	ハノイ工業大学技能者育成支援プロジェクト	能力開発	2011.5 -2013.1 ※プロジェクト期間 2010.1-2013.1	JICA 技術協力 プロジェクト	ハノイ工業大学がベトナム産業界のニーズに応じてその教育訓練を改善できるよう、チーフアドバイザーとしてプロジェクト全体を監督すると共に、教育訓練機関の能力向上に資する指導を行う。具体的には、ハノイ工業大学のニーズ把握、カリキュラム改善、講師育成及び評価分析といった能力強化のための指導。
中華人民共和国	職業衛生能力強化計画プロジェクト	安全衛生	① 2011.9 -2013.8 ② 2011.3 -2013.3 ※プロジェクト期間 2011.3-2016.3	JICA 技術協力 プロジェクト	作業現場監督基準策定、作業環境管理と健康管理に関する研修教材の作成、研修実施に係る助言及びモデル地区における作業環境管理・健康管理に関する研修計画の立案等を行うことにより、モデル地区において、粉塵及び有機溶剤等による職業病に対する作業環境管理・保健管理の強化を図る。
ブータン	職業訓練校の質的強化プロジェクト	能力開発	2011.5 -2013.5 ※プロジェクト期間 2009.6-2013.6	JICA 技術協力 プロジェクト	2010年8月から実施中の電気分野のパイロット訓練を円滑に実施するため、労働人材省、クルタン職業訓練校及び産業界と協力し、パイロット訓練コースのカリキュラム策定、実施のための教材作成及び指導員訓練等に係る支援を行う。
ウガンダ	職業訓練指導員現職研修制度構築アドバイザー	能力開発	2011.9 -2013.9	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	2010年にウガンダ国教育・スポーツ省がTVET(産業技術教育・職業訓練戦略)の強化策を打ち出し、その強化策の一つとして「現職指導員の研修システムの構築」を計画しており、その支援を行う。

※「事業期間」は、厚生労働省として実際に事業に参画した(参画予定)期間であり、プロジェクトの期間とは一致しない場合がある。

G20カンヌ・サミット（概要）

平成 23 年 11 月 4 日

1. 日程，参加国等

(1) 日程，場所

2011 年 11 月 3 日（木）－4 日（金）（於：仏・カンヌ）

(2) 参加国・国際機関

G8（日，米，英，独，仏，伊，加，露，EU），メキシコ，中国，インド，ブラジル，南アフリカ，韓国，豪，インドネシア，サウジアラビア，トルコ，アルゼンチン，スペイン，ア首連（GCC議長国），エチオピア（NEPAD運営委員会議長国），赤道ギニア（AU議長国），シンガポール，国際連合，国際通貨基金（IMF），世界銀行，金融安定理事会（FSB），経済協力開発機構（OECD），世界貿易機関（WTO），国際労働機関（ILO），アフリカ連合委員会（AUC）。

2. 主要な成果（厚労省関係部分）

多くの首脳が，G20 雇用・労働大臣会合の結果を踏まえた報告を評価。雇用が成長及び信認の回復のための行動及び政策の核心であり，特に若年者の雇用及び雇用創出の重要性について議論を行い，これを踏まえ首脳声明に合意した。主要な成果は以下のとおり

- 雇用が成長のための政策の核心であり、特に若年者の雇用の促進にコミット。G20 雇用労働大臣会合の情報を提供するための、雇用についてのタスクフォースの設置に合意。
- 国ごとに決定される、医療アクセスなどの社会的保護の床への投資の重要性を認識。
- グローバリゼーションの社会的側面の強化を決意。多国間行動の一貫性を拡大する観点から、WTO 等国际機関間の対話と協力の強化を奨励。
- 労働における基本的な原則及び権利の完全な尊重を促進。
- パリ G20 雇用労働大臣会合での結論を承認。

3. 今後の G20 サミット

次回は，来年 6 月にメキシコにて開催。2013 年はロシア，2014 年はオーストラリア，2015 年はトルコで開催。2016 年は，中国，インドネシア，日本及び韓国のアジア諸国を含むグループから議長国が選ばれる予定。

第15回 ILO アジア太平洋地域会議（APRM）の結果概要

【日 程】平成23年12月4日（日）～7日（水）

【開催地】京都府 国立京都国際会館

【参加者】野田内閣総理大臣、小宮山厚生労働大臣、牧厚生労働副大臣

【参加国・参加者数】38か国から、約450人以上の政労使の代表者が参加。

【1日目】

○開会式（全体会合）

- ・小宮山厚生労働大臣の議長就任及び議長挨拶
- ・野田内閣総理大臣による特別演説

○ハイレベル基調声明

- ・アハマド・ムハンマド・ルクマン アラブ労働機関事務局長
- ・ジョゼ・ルイス・グテレス 東ティモール民主共和国副首相

○リーダーズフォーラム

- ：5人の若い起業家や学生、労働組合のリーダーらによる若年雇用に関するパネルディスカッションと質疑

【2日目】

○全体会合（事務局長報告の討議）

○分科会Ⅰ「マクロ経済政策、雇用政策、社会的保護政策の調整」

- ・4人のパネリストによるプレゼンテーションと質疑

○分科会Ⅱ「生産的雇用、持続可能な企業、技能開発」

- ・4人のパネリストによるプレゼンテーションと質疑
- ・日本からは牧厚生労働副大臣がパネリストとして参加し、雇用の質の向上に向けた日本の取組について紹介を行った。

○日本政府主催特別セッションの開催～「自然災害危機対応～雇用政策を中心に～」

- ・パネリストによる議論を行い、自然災害時の雇用政策の教訓を取りまとめた。

【3日目】

○分科会Ⅲ「労働における権利と社会対話」

- ・4人のパネリストによるプレゼンテーションと質疑

○全体会合（事務局長報告の討議）

【4日目】

○閉会式（全体会合）

- ・各参加者から開催国日本への謝辞が述べられた。
- ・日本の特別セッションで得られた教訓を結果報告の添付文書とすることが決定された上で、結論文書及び結果報告が採択された。
- ・フィジー政府による労働組合活動に対する侵害を非難し、ILO理事会の取り組みを求める決議が採択された。

結論文書の概要（起草委員会では、日本政府代表者が議長を務めた。）

前文

○東日本大震災から立ち直りつつある日本国民に対する敬意、日本国民、特に被災地の人々への連帯の表明、京都開催に対する感謝、日本政府による特別セッションの開催、野田総理大臣の演説に対する謝意。

I 2006年の地域会議以来の実績を振り返る

○2006年の韓国（釜山）会合以降、域内のディーセント・ワークの実現に向けて成果を認めるとともに、多くの課題が残されていることを認識。また、この5年間に大規模な自然災害に見舞われたが、災害の予防と対応策において、雇用・社会政策はその重要な部分である。

○アジア太平洋地域の国々の急速な経済成長は、数億人にのぼる人々を極度の貧困から脱却させたが、それにも関わらず多数のワーキング・プアと巨大なインフォーマル経済を減少させるに十分なディーセント・ワークを創出できていない。

○この地域は極めて多様性に富んだ地域であり、この点を考慮して、発展に協力していくことが不可欠である。

II 「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの10年」のための国内政策優先課題

:適用の仕方は国の事情により異なることを前提とした上で、下記の事項を2015年までに域内各国が共有する政策優先課題とした。

○ディーセント・ワークおよび完全雇用が、強靱かつ持続可能で均衡のとれた成長と包摂的な開発に向けた政策の中心に据えられるように働きかけること

○労働力、特に若者に対し、ディーセント・ワークや生産的な雇用に必要なとされる技能を身につけさせる。

○雇用サービス組織を強化する。

○ディーセント・ワークの機会の増加、所得向上、生活・労働条件の改善の礎として、経済全体の生産性向上を推進する。

○各国の実情に応じた、効果的な「社会的保護の床」を構築する。

G20 雇用労働大臣会合

【日時・場所】平成24年5月17日～18日 於メキシコ（グアダハラ）

【出張者】西村副大臣、妹尾総括審議官、中村総括補佐

G20 雇用労働大臣会合は、G20 ピッツバーグ・サミットでの首脳からの指示を踏まえた第一回会合（2010年4月、ワシントンDC）および第二回会合（2011年9月、パリ）に続き、G20 という枠組みで開催された三回目の会合。

議題及び結論文書の概要は以下のとおり。

1. 会合の議題

この会合では、議長国メキシコが提案する「3つの議題」に基づき、雇用・労働政策に関する議論が行われた。会合結果は、G20 首脳への勧告として取りまとめ、本年6月のG20 ロスカボス・サミットに提出。

◆「3つの議題」

1. 質の高い雇用の創出
2. 若年者雇用の促進
3. 質の高い雇用を生み出すグリーン成長

2. 結論文書

結論文書の構成は、以下のとおり。

（1）前文

雇用が成長政策の核心であるべきとのカンヌ・サミットでの首脳宣言や昨年のG20 雇用労働大臣会合（パリ）での合意事項を再確認。

（2）質の高い雇用の創出

- 「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」を目指し、雇用、社会的保護、社会的対話及び労働における基本原則と権利を十分に尊重する。
- 職業訓練を提供し、労働者のスキルを市場ニーズに適合させ、公共職業サービスを改善する等の努力を続ける。
- 社会的保護の床を発展させ、労働市場政策との適切な均衡を達成する。
- フォーマル・セクターにおける雇用を増やし、生産性と質の改善を図る。
- 社会政策、経済政策、環境政策等の政策の一貫性を確保する。
- 雇用労働大臣会合のプロセスの一部として定例的な労使コンサルテーションを引き続き行う。

（3）若年者雇用の促進

- 若年者雇用問題を重要視し、これに対するコミットメントを強化する。
- 若年者雇用に関するタスクフォースの成果を踏まえた対応をとる。

例：他国の成功事例の活用、質の高い実習制度の促進、起業支援、国際機関との協働等

(4) 質の高い雇用を生み出すグリーン成長

- グリーンな経済への移行を図るため、関係者が高いレベルで連携する。
- 公共職業サービスによる求職サービス、労働市場の情報、訓練機会を提供する。
- 中小企業がグリーン成長の一部であることを確保する。
- グリーン技術の国家間、企業間の移転を考慮する。

(5) 今後の道筋

- 我々は、本結論に含まれる提案や取組みを首脳に示し、その検討に供する。すなわち、経済成長は質の高い雇用に基づくべきこと、若年者等脆弱なグループへの対応、包括的なグリーン成長が雇用創出をもたらし、同時に新しいスキルを必要とすることへの同意。
- 我々は、成長と雇用、経済政策と雇用政策の一貫性が重要であるとの観点から、首脳に対し G20 財務大臣と雇用大臣の間の協力の強化を提言する。
- 若年者雇用の問題は、社会的保護の床や持続的な成長に影響する可能性があることを首脳が留意することを求める。
- ベスト・プラクティスの交換等雇用タスクフォースの成果について、首脳の注意を喚起する。
- 雇用タスクフォースの設置期間を 1 年延長し、そのテーマは 2013 年の議長国ロシアの主導の下に決定され、次回の大蔵大臣会合へのインプットを提供することを支持するよう首脳に求める。
- 今会合での労使対話の重要性を認識する。2012 年の L20、B20 の会合を歓迎する。
- 次回会合は、2013 年にロシアが議長国となって開催することに合意。

(了)

第101回ILO総会概要

○日時：2012年5月30日（水）～6月14日（木）

○場所：スイス（ジュネーブ）

○出席者等：

政府側：太田厚生労働審議官、妹尾総審、井内統括、清野補佐、大木係長 他

労働者側：古賀連合会長、桜田連合国際顧問 他

使用者側：谷川経団連雇用委員会国際労働部会長、松井国際協力本部副本部長 他

<DG 選挙>

○総会開催前の理事会（5月28日（月））において、次期事務局長選挙が行われ、ガイ・ライダー氏（現ILO基準及び労働における基本的原則と権利総局長（事務局次長）。国際労働組合総連合擁立。英国籍）が当選した（就任は10月1日。任期5年）。

<ILO 総会>

○本会議では、太田厚生労働審議官から、昨年12月のアジア太平洋地域会議開催への各国からの支援等への謝意、日本再生の基本戦略や社会保障と税の一体改革等の日本政府の取組、新事務局長への要望等について日本政府代表演説を行った。

○基準適用委員会では、毎年、ILO条約の適用状況について問題がある国に対する個別審査が行われるところ、本年は、使用者側が、政労使の三者構成ではない条約勧告適用専門家委員会によるILO条約の解釈権限に疑問を呈し、労使間で激しく対立、結局今年は個別審査が行われなかった。この問題の対応については、まずは、総会後の理事会において、11月の理事会までに政労使三者によるインフォーマルコンサルテーションにおいて議論することが決定された。

○社会的保護の床委員会では、各国における国内の事情と発展段階に合わせた社会的保護の床（国内で定義する必要不可欠な医療及び基礎的な所得保障へのアクセスを確保すること）の構築に関するガイダンスを提供する勧告が採択された。

○若年者雇用委員会では、若年者雇用に関する現状や課題、各国が実施してきた施策、今後の対応について議論した後、政労使及びILOが今後検討すべき施策等について取りまとめられた。

○労働における基本的原則と権利委員会では、①結社の自由及び団体交渉権、②強制労働の禁止、③児童労働の廃止、④雇用及び職業における差別の排除の4つの分野において、各国及びILOのこれまでの取組や課題と今後の対応について議論し、2012年-2016年のアクションプランを採択した。

○最近の民主化の動きを踏まえ、ミャンマーの強制労働問題に関するこれまでのILOの措置（ILOによる技術協力の制限、同国のILO会議への出席の制限等）の見直しについて議論が行われ、技術協力の制限など措置の一部について解除することが決定された。また、14日（木）の本会議では、アウンサン・スー・チー女史が特別ゲストとして演説を行った。

G20 ロスカボス・サミット（当省主要関連部分）

平成 24 年 6 月 20 日
大臣官房国際課

6 月 18 日及び 19 日にメキシコ・ロスカボスで G20 サミットが開催された（日本代表団長：野田佳彦総理大臣）ところ、首脳宣言等における当省関連部分の主要点は以下のとおり。なお、12 月より議長国はロシアとなる。

1. 首脳宣言

(1) 雇用と社会的保護

- 質の高い雇用がマクロ経済政策の核心であることを確認。特に経済危機によって深刻な打撃を受けている若年者や他の脆弱なグループを対象として、適切な労働市場措置並びに人間らしい働きがいのある仕事及び質の高い雇用創出の促進を通じて早急に失業と闘うとの雇用労働大臣の提言を承認。
- G20 雇用作業部会の作業を歓迎するとともにそのマンデートを 1 年延長。
- 学校から職場への成功裡の移行を支援するような、インターンシップや実地訓練を含む、教育、技能開発及び訓練に係る施策における協力を強化するための取組を強化。
- 各国において決定された社会的保護の床を確立することの重要性を認識。
- 女性の完全な経済的及び社会的参加を妨げる障壁を乗り越え、G20 諸国の女性に対する経済的な機会を拡大するための具体的な行動を採る。
- 労働大臣に対し、この議題の進捗よくをレビューすることを求め、また、社会的パートナーとの協議を歓迎。

(2) 開発課題への対処

- 途上国、特に低所得国と共働し、彼らが国際的に合意された開発目標、特にミレニアム開発目標及びその先の目標を達成するために必要な国家主導の政策及び優先課題を実施することを支援するとのコミットメントを再確認。

2. ロスカボス成長と雇用のアクションプラン

表記アクションプランの中で、日本のコミットメントの一部として、「「新成長戦略」及び「日本再生の基本戦略」を着実に推進し、以下のような構造改革施策を実施する」を示した。

- 環境・医療等の分野におけるイノベーションによる新産業・新市場創出
- 次世代の人材育成と女性等が活躍できる社会の形成

国連持続可能な開発会議（リオ+20）

6月20日～22日にブラジル・リオデジャネイロでリオ+20が開催された（日本代表団団長：玄葉外務大臣）。出張者は井内統括調整官、藤田国際協力専門官、中井企画係長。概要は以下のとおり。

概要

- 国連加盟 188 カ国及び 3 オブザーバーから、98 名的首脳及び多くの閣僚級が参加したほか、各国政府関係者、国会議員、地方自治体、国際機関、企業及びNGOから約4万人が参加。
- 日本からは玄葉外務大臣及び長浜内閣官房副長官を始め、関係省庁（外務省、環境省のほか、内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）及び政府顧問（市民社会の代表）からなる政府代表団130名が参加した。
- 日本政府代表として参加した玄葉大臣による政府代表演説は20日に実施され、「緑の未来」イニシアティブが発表され、その中で環境未来都市の世界への普及、成果のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策を発表し、今後3年で30億ドルの支援を行うこと等を表明した。
- 会合では、日本の優れた環境技術や省エネ技術、自然資本の持続的利用による農林漁業等の恵みを発信するとともに、東日本大震災を経験した日本として災害に強い社会づくりに貢献する姿勢をアピールすることを目的に「日本パビリオン」が設置され、政府・民間企業等による展示やセミナーが開催された。
- 21日午前に、環境未来都市に関する日本政府主催公式サイドイベントを開催された。日本の「環境未来都市」構想に関する取組が紹介されるとともに持続可能なまちづくりに関する取組を進めている国際機関等によるプレゼンテーションが行われた。冒頭には、玄葉大臣がスピーチを行い、また、会議の締めくくりとして長浜内閣官房副長官が、来年、日本で環境未来都市に関する国際会議を開催することを表明した。

成果文書

- 事前の事務方レベルによる成果文書「我々の求める未来（Future we want）」は19日昼に実質合意され、首脳及び閣僚級による3日間の議論を経て22日夜に採択された。
- ①グリーン経済は持続可能な開発を達成する上で重要なツールであり、それを追求する国による共通の取組として認識すること、②持続可能な開発に関するハイレベル・フォーラムの創設等、③都市、防災をはじめとする26の分野別取組についての合意、④持続可能な開発目標（SDGs）について政府間交渉のプロセスの立ち上げ、⑤持続可能な開発ファイナンス戦略報告書を2014年までに作成することなどを主な内容とする。
- ・我が省関係としては、26の分野別取組のうち以下のものが合意された。

●完全で生産的な雇用、全ての人に対するディーセントワークと社会的保護

- 環境が、貧困の排除、完全で生産的な雇用、ディーセント・ワーク、社会的統合及び社会的保護の創出を促進することを可能にするための確認。
- 持続可能で包括的な開発、貧困削減を確実にするためにディーセント・ワークの必要性の認識。

等

●水と衛生

- 水質と水量確保のために生態系の保全と持続可能な利用が重要であることを認識。
- 洪水や渇水対策、公害の減少、排水処理の改善、水利用の効率化、漏水の減少の必要性を強調。

等

●保健及び人口

- 保健は持続可能な開発の前提条件、結果、指標であることを確認。
- 持続可能な開発にとって、ユニバーサルヘルスカバレッジが基本であることを認識。
- 母子死亡率減少への約束、性平等や生殖の健康に関する権利や保健サービス提供を確認。

等

●生物多様性

- 持続可能な開発にとっての生物多様性の重要性を再確認、地球規模での生物多様性損失の深刻さを認識。
- 生物多様性破壊を減速、停止、逆転させるための早急な行動、及び名古屋議定書や愛知ターゲット等の速やかな採択と施行を求める。

等

●化学物質と廃棄物

- 特に後発開発途上国で化学物質の確実な管理と安全な廃棄能力が不足していることを憂慮。
- 化学物質と廃棄物に関する各種条約間の調整を賞賛し、一層の協力を奨励。
- 環境中の化学物質の科学的なリスク評価の重要性を認識。

等